

令和4年10月4日

発 言 者	発 言 要 旨
松田委員	提案されている一般県道白滝宮宿線道路改築事業橋梁上部工工事請負契約の一部変更について、増工によって工期の延長は生じるのか。また橋の開通はいつか。
道路整備課長	工事の変更に伴う工期延長はなく、当初の工期のままである。開通の時期は公表していないが、残っている工事は橋梁前後の取り付け部分の工事や舗装工事など、大規模なものにはならないことから、遠くない時期に供用可能と考えている。
松田委員	地元住民が待ち望んでいる橋である。今年度中は供用が開始されない見通しか。
道路整備課長	これから積雪の時期を迎えること、また、今の橋梁工事が終わった後に続く工事もあることから、今年度中での供用開始は予定していない。
松田委員	8月豪雨の被害を受けた大江町百目木地区では、国土交通省が行う堤防整備によって約20戸の家屋が移転せざるを得ない。住民は補償や移転先について不安を感じている。最終的には国が主体となって補償し、移転を促していくことになるが、県の関わり方についてはどうか。
最上川流域治水推進室長	現在、国土交通省において詳細設計を検討中であり、多くの家屋移転が発生するものと見込まれる。用地補償費については、移転対象となる家屋を確定した後、国土交通省において基準に基づく調査及び算定を行うものと承知している。県としては、町からも話を聴きながら助言等の支援を行っていく。
松田委員	20戸全てが集団移転しなければ、国は100%の補助をしないのではないかという不安が地元にはある。補償の基準等について県が把握しているところはあるか。
最上川流域治水推進室長	用地補償費については国の基準で算定され、移転先に関わらず100%支払われるものと承知している。ただし移転等に係る費用については、県で把握していない。
松田委員	8月豪雨で大江町月布川と市の沢川が氾濫し、地区の住宅が床下浸水となった。県が進めている最上川支川の河川整備事業の進捗状況はどうか。
最上川流域治水推進室長	<p>2河川については、令和2年7月豪雨においてバックウォーター現象による溢水が発生し、大江町鹿子沢地区において床上浸水4戸、床下浸水7戸の被害が発生した。それを受けて、県では3年度に再度災害防止を目的とする河川整備計画を策定し、最上川のバックウォーターに対応するための築防整備を2河川で実施することとした。4年度は整備に係る測量、地質調査及び設計を進めているが、2河川が重要文化的景観の構成要素となっていることから、文化庁や大江町と調整のうえ、景観の保全に配慮した堤防の計画を進めている。</p> <p>本事業に伴う家屋の移転対象については、堤防の計画が固まった時点で決まる予定である。8月豪雨においても浸水被害が発生していることから、県としては出来る限り早く計画を示し、地元住民の不安解消と安全安心の確保に努めていく。</p>
松田委員	本事業によって堤防の高さは相当上がり、移転対象が広い範囲に及ぶものと考え

発 言 者	発 言 要 旨
最上川流域治水推進室長	<p>られる。現時点で、移転対象となる戸数の見込みはどうか。</p> <p>築堤の高さが最大で約 2.5m上がり、町道の橋の架替えもあるため、多くの家屋移転が発生する見込みである。移転対象については、計画を固め、出来る限り早く示したい。</p>
松田委員	<p>当該地区ではまだ説明会が開催されていない。住民が納得できるような説明を行い、事業を進めてほしい。</p>
松田委員	<p>百目木地区下流の最上川の中州において支障木の伐採が行われたが、伐採後の土砂がそのまま残った状態である。土砂の浚渫について今後の対応はどうか。</p>
最上川流域治水推進室長	<p>「最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクト」に基づいて、国土交通省では、大江町から戸沢村にかけての最上川において、令和8年度までに約 90 万m³の河道掘削を行うこととしており、4年度までに約半分の 45 万m³を完了する予定である。百目木地区下流の中州については民有地となるため、大江町や土地所有者と相談して今後の対応を検討したいと国土交通省からは聞いている。</p>
松田委員	<p>西川町志津地区の除雪作業を請け負う業者は、県から貸し出された除雪機械が古く何度も故障することから、以前から除雪機械の更新を依頼している。しかし、県が新しく購入した除雪機械は米沢に設置されることになり、引き続き、古い除雪機械で今冬も対応しなければならない。当該地区は積雪5mを超える県内有数の豪雪地帯である。除雪機械の更新等に係る県の考え方はどうか。</p>
道路保全課長	<p>西村山地域振興局管内の除雪体制については6つの工区に割り振られ、各工区の請負業者に県所有の除雪機械を貸し出している。除雪機械は、順次、計画的に更新するが、国の社会資本整備総合交付金の配分状況や機械の価格高騰等によって必要とする台数を更新できず、現状、修理を行いながら使用している。そのため、令和5年度政府の施策等に対する提案において「除雪機械の更新・増強」を盛り込み、雪対策経費への支援を政府に働きかけたところである。</p> <p>県としては、今シーズンから、機械の確実な修理と早めのメンテナンスをこれまで以上に進めていく。また、各工区の積雪状況によって機械の損耗に偏りが出ていることから、工区間における機械の配置換えや使用時間の平準化等を行っていく。</p>
菊池(文)委員	<p>提案されている山形県営駐車場の指定管理者の指定について、県の提案額がだいぶ下がっている。物価高騰が続く昨今の厳しい情勢を考えれば、施設の運営も厳しいだろうと懸念するが、どのような考え方のもと設定された金額なのか。</p>
総務企画課長	<p>指定管理者制度における県の提案額については、多くの場合は、県が指定管理者に対して支払う委託料を指すのが一般的であるが、このたびの県営駐車場の場合は、指定管理者に納付してもらった売上金額を県の提案額として示している。コロナ禍や県民会館の移転を考えれば、駐車場の利用者数が回復する見込みを立てられないことから、納付してもらった売上金額を以前よりも大幅に下げたうえで募集を行った。</p>
菊池(文)委員	<p>新型コロナによる移動制限もなくなり、他県からの観光客等の流入も期待されるが、東北中央自動車道の県境区間における交通量の実績はどうか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
高速道路整備 推進室長	<p>福島大笹生 I C～米沢北 I C間は平成 29 年 11 月 4 日に開通し、開通後の県境区間における断面交通量は、東北中央自動車道と国道 13 号を合わせて約 10,900 台/日と、開通前よりも約 2,700 台/日、約 33%増加した。</p> <p>開通後の福島大笹生 I C～米沢八幡原 I C間の交通量の推移であるが、29 年は約 8,900 台/日、30 年は約 8,800 台/日、令和元年は約 10,300 台/日と増加した。これは、NEXCO 区間である南陽高島 I C～上山 I C間が同年 4 月に開通した影響と考える。その後、新型コロナの影響により、2 年が約 9,000 台/日、3 年が約 8,900 台/日と、開通直後と同水準で推移している。</p>
菊池(文)委員	<p>10 月 29 日に東根北 I C～村山本飯田 I C間が開通することで、物流、交流、観光、医療等の様々な面で大きな効果が生まれるものと期待している。同区間における開通後の交通量をどのように見込んでいるのか。</p>
高速道路整備 推進室長	<p>県の推計として、村山 I Cにおける暫定 2 車線の流入・流出を合わせた交通量は、約 13,700 台/日と見込んでいる。</p>
菊池(文)委員	<p>県内で整備されているラウンドアバウトの利用状況はどうか。</p>
道路整備課長	<p>現在、県内で整備されたラウンドアバウトは、長井市、村山市、酒田市の 3ヶ所である。いずれも市道のため、県は交通量などの数値を把握していない。</p> <p>村山市のラウンドアバウトについては、東北中央自動車道の開通によって交通量の増加が想定されることから、今後も状況を注視していくと市からは聞いている。</p>
菊池(文)委員	<p>今後、県道においてもラウンドアバウトを増やしていく考えか。</p>
道路整備課長	<p>県管理道路の初めてのラウンドアバウトとして、一般県道浜中余目線の広野地内で設置工事を行っており、10 月半ばの供用開始を予定している。</p>
菊池(文)委員	<p>高速道路における車の正面衝突に関して、ポール式よりワイヤーロープ式の方が対向車線へのはみだしや重大事故の防止につながると考える。東根北 I C～村山本飯田 I C間の対応についてはどうか。また、ワイヤーロープ方式の効果をどのように考えているか。</p>
高速道路整備 推進室長	<p>平成 30 年に国土交通省から「暫定 2 車線の高速道路における新たなワイヤーロープの設置方針」が示され、NEXCO の管理区間は令和 2 年度内に、国土交通省の管理区間は 4 年度内にワイヤーロープの設置を目指すこととされた。今回開通する区間については、この設置方針に基づき、中央分離帯に安全対策がなされるものとする。</p> <p>ワイヤーロープの効果については、国土交通省が 3 年 7 月に技術的な検証結果に関する通知を発出している。それによると、ワイヤーロープは防護柵設置基準に定められた 4 つの性能を全て満たしており、安全性が確認される。</p>
菊池(文)委員	<p>8 月豪雨を受けて、支障木の撤去や河道掘削をしてもらって助かったという住民の声を聞いている。流域治水プロジェクトの効果と進捗状況はどうか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
河川課長	<p>ハード対策としては、令和2年7月豪雨を踏まえて県管理河川の整備を着実に進めており、東根市白水川では堤防の嵩上げ、村山市大旦川では調節池が一部完成する見込みである。また、河道内の堆積土砂や支障木の撤去については、対策を実施した箇所において浸水被害が生じていないことから、流下能力の確保について一定の効果が確認されている。一方で、出水による再堆積などの課題も明らかになったことから、4年3月に「河川流下能力向上・持続化対策計画」を策定し、7年度までの4年間に於いて約230kmの区間で対策に取り組むこととした。4年度は、延長約80kmの対策を行うとともに、床止めの設置を予定している。また、河川ブル等の活用による河床整正を行うなど、流下能力を維持する取組みも進めている。</p> <p>ソフト対策としては、住民に避難行動を促す水位計やカメラの設置を進めており、今回の8月豪雨を踏まえ、川西町黒川、飯豊町萩生川と小白川に水位計を増設した。このほか、マイタイムラインの作成支援、中小河川の浸水想定区域の作成、水田貯留などの取組みを、国、県、市町村等が密接に連携しながら、引き続き、進めていく。</p>
菊池(文)委員	<p>災害を受けて避難する場合、通常の仮設住宅では設置までに時間がかかるが、ムービングハウスは場所があればすぐに設置できるし、自家発電等で電源を確保できる。特に、医療的ケア児、人工呼吸器が必要な方、ネブライザーを使用する方、ALSの方など、医療用の電源を必要とする方々が避難する場合の選択肢としてムービングハウスは有効である。一般社団法人ムービングハウス協会との今後の協力体制のあり方についてどのように考えるか。</p>
建築行政主幹	<p>建設型応急住宅に関しては、県では現在、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会及び日本木造住宅産業協会と協定を締結している。各団体と定期的な打ち合わせや講習会を実施し、状況に応じて速やかに対応できるように準備を行っている。</p> <p>ムービングハウスは、あらかじめ工場で作成したものを運搬するため、迅速で有効であると考えられる。災害時の住宅確保は、災害の規模や状況等に応じて適宜検討していくこととなるため、選択肢を増やすためにも協会との協定締結について今後検討していく。</p>